

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
11月11日
(火曜日)

目次

○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定(環境政策課).....一
○公告	土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
○公告	国土調査の成果の認証(政策企画課).....一
○公告	土地改良区の役員の届出(農村整備課).....二
○公安委告示	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第二項の講習会の開催.....二
	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第二項の講習会の開催.....三



山口県告示第三百六十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市野村南町四八三八の一の一部、四九七六の一部、四九七六の一の一部、四九七六の二の一部、四九七六の三の一部及び四九七六の四の一部

二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

周南市野村南町四九七六の一部、四九七六の一の一部、四九七六の二の一部、四九七六の三の一部及び四九七六の四の一部は、土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

山口北部土地改良区

令和七、一〇、三一



(二一五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和七年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十二年六月七日から 令和六年二月七日まで	下関市地籍図	豊田町大字殿敷の一部

山 口 市	令和五年四月三日から 令和六年八月二十一日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	官野上の一部
〃	令和五年四月三日から 令和六年八月二十八日まで	〃	秋穂二島及び小郡下郷の各一部
〃	令和五年四月三日から 令和六年九月十二日まで	〃	阿東生雲西分の一部
防 府 市	令和五年四月三日から 令和六年七月五日まで	防府市地籍図 防府市地籍簿	大字奥畑の一部
下 松 市	令和五年二月十日から 令和六年十月十七日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内の一部

二 認証年月日

令和七年十一月十一日

(二一六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和七年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊北町土地改良区	理 事	秋 枝 責 雄	下関市豊北町大字栗野三二一四の二
〃	〃	市 村 修 〃	〃 大字阿川三四〇八
〃	〃	西 吉 秋 〃	〃 大字神田四一五三
〃	〃	坂 本 一 三 〃	〃 大字角島一一一九の一
〃	〃	山 田 誠 〃	〃 大字神田上四八三五の六
〃	〃	藤 岡 昌 二 〃	〃 大字滝部三〇七六
〃	〃	林 岩 雄 〃	〃 大字田耕四〇六三
〃	監 事	赤 崎 祐 享 〃	〃 大字角島二五四四
〃	〃	佐々木信道 〃	〃 大字北字賀七〇
〃	〃	田 中 利 明 〃	〃 豊浦町大字川棚四八八一の三

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊北町土地改良区	理 事	中 嶋 教 二	下関市豊北町大字栗野三二六二
〃	〃	白 石 政 美 〃	〃 大字阿川二八八六
〃	〃	西 吉 秋 〃	〃 大字神田四一五三
〃	〃	岡 野 長 治 〃	〃 大字角島九六二
〃	〃	山 田 誠 〃	〃 大字神田上四八三五の六
〃	〃	藤 岡 昌 二 〃	〃 大字滝部三〇七六
〃	〃	林 岩 雄 〃	〃 大字田耕四〇六三
〃	監 事	秋 枝 責 雄 〃	〃 大字栗野三二一四の二
〃	〃	奥 山 和 雄 〃	〃 大字滝部一六七五
〃	〃	田 中 利 明 〃	〃 豊浦町大字川棚四八八一の三

山口県公安委員会告示第四十七号



銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和七年十一月十一日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

- (一) 初心者講習会
- (二) 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- 経験者講習会
- 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 講習会開催の日時及び場所
- (一) 初心者講習会

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
令和八、二、一五 午前九時三〇分 五、一七 〃	山口県警察本部 パルトピアやまぐち

[illegible]

山口県公安委員会告示第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三の二第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和七年十一月十一日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

開催の日時	令和八、三、五 午後一時 〃 五、二八 〃 〃 七、九 〃 〃 一、一二 〃
開催の場所	山口県警察本部

令和七年十一月十一日
令和七年十一月十一日
発行 印刷

發行所

山口県知事 山崎 亨